

「公印省略」

2 飯都都第 119 号
令和 2 年 5 月 21 日

屋外広告物の設置者のみなさまへ

飯塚市長 片 峯 誠
(都市建設部都市計画課都市計画係)

屋外広告物の適正な設置、管理について

日頃から、本市の屋外広告物行政につきまして、ご理解とご協力いただきありがとうございます。

さて、平成 27 年 2 月 15 日、北海道札幌市のビルにおいて、看板の一部である金属製部品が落下し、近くを歩いていた女性に当たり、重体となった事故が発生しました。

美しい広告物も、時間の経過とともに老朽化してきます。外見からはすぐに分からなくても、よく点検してみると、ひび割れや腐食している箇所があるなど、危険な状態になっている場合があります。

飯塚市では、広告物の安全を確保し、福岡県屋外広告物条例に基づいて、「公衆に対する危害防止」を図るため、原則として、許可を必要とするすべての広告物に対して管理者の設置とともに、補修その他必要な管理を怠らず、良好な状態に保持することを義務づけています。

特に、建築物の中高層部に設置する広告物等については、万一事故が発生した場合、甚大な被害を引き起こすおそれがあることから、条例を遵守し、実効性のある安全点検を行なうと共に、許可更新時の点検にとどまらず、日頃からの安全管理に十分留意していただき、屋外広告物を適正に設置、管理していただきますようお願いいたします。

お問合せ先

飯塚市

都市建設部都市計画課都市政策係

担当：亀口

電話 0948-22-5500(内線 1554)